

# 鹿児島県における浄化槽法定検査の効率化について

生活排水対策室

## 1 はじめに

本県における浄化槽法第 11 条に規定する水質に関する検査（以下「定期検査」という。）は、昭和 55 年 8 月から本土の 21 人槽以上の浄化槽に導入され、順次検査対象を拡大してきた。平成 15 年 4 月からは、11 人槽以上の全ての浄化槽を対象とし、平成 17 年 4 月からは、10 人槽以下の家庭槽も検査の対象としている。

浄化槽が、本来の処理性能を発揮し、生活排水の適正な処理を図るためには、浄化槽の維持管理が適正に行われる必要があることから、浄化槽法では浄化槽管理者が、毎年定期検査を受検しなければならないこととされている。しかし、本県では、検査体制が整わないことから 10 人槽以下の浄化槽について毎年検査を行うことができず、公平性を考慮し検査体制を整えながら、検査の頻度を順次、5 年に 1 回、4 年に 1 回、3 年に 1 回と高めてきた。定期検査の検査基数は年を追って増加しているものの、平成 30 年度末における検査基数は 9 万 5 千基ほどであり、受検率は 36.9%と全国平均 43.1%と比べて低い状況にあり、10 人槽以下の浄化槽の受検率向上が課題となっていた。

このような浄化槽を巡る課題が存在する中で、本県では、令和 2 年 4 月 1 日から 10 人槽以下の浄化槽について、段階的に毎年検査に移行していくこととして、効率化検査の導入に踏み切ることとなった。

効率化検査は、検査を効率化することにより受検率の向上を図るとともに、問題が認められた場合には、行政、浄化槽保守点検業者及び指定検査機関が一体となって、早期に改善することを目的としている。本誌では、効率化検査の概要について説明する。

## 2 効率化検査の概要

### (1) 基本的な考え方

効率化検査は、10 人槽以下の浄化槽を対象とし、「基本検査（環境省が提唱する基本検査がベース）」、「採水員検査（採水員による BOD 検査）」及び「ガイドライン検査（現行検査）」を組み合わせる。

合併処理浄化槽＝基本検査又は採水員検査（採水員による BOD 検査）

単独処理浄化槽＝ガイドライン検査又は採水員検査（採水員による BOD 検査）

※問題が認められた浄化槽は、ガイドライン検査（現行検査）を引き続き行う。

図1 現行検査と効率化検査の比較について(定期検査)

検査項目	(現行検査) ガイドライン検査	効率化検査	
		基本検査	採水員検査
書類検査	現場で保守点検及び清掃の記録等を確認	浄化槽情報共有システムで保守点検及び清掃の記録等を事前確認	
外観検査	現地で75項目の確認	現地で39項目の確認	省略
水質検査	BOD, 透視度, DO, pH, 残留塩素濃度	BOD, 透視度, DO, pH, 残留塩素濃度	BOD, 透視度, 残留塩素濃度

[備考]

- ① 基本検査は指定検査機関（公益財団法人鹿児島県環境保全協会）の検査員が実施
- ② 採水員検査は検査員又は指定採水員が実施（当面は指定検査機関の検査員が実施）
- ③ ガイドライン検査は、効率化検査（基本検査及び採水員検査）対象以外の浄化槽、効率化検査による事前書類確認又は現場で問題が認められた浄化槽及び採水員検査で問題が認められた浄化槽に適用する。

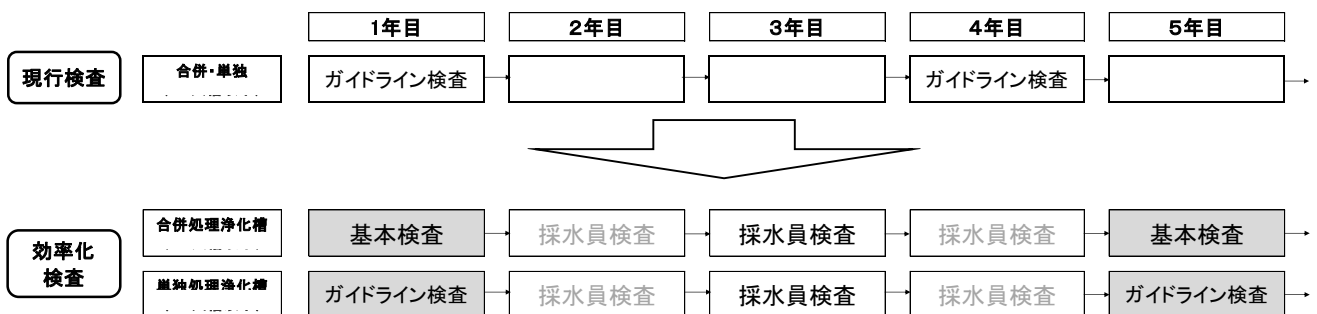
(2) 効率化検査の実施周期

4年サイクル

合併処理浄化槽：基本検査→4年に1回，採水員検査→4年に3回

単独処理浄化槽：ガイドライン検査→4年に1回，採水員検査→4年に3回

図2 鹿児島県における効率化検査の実施周期



※ 当面、採水員検査は4年に1回として、基本検査（又はガイドライン検査）と合わせて定期検査は4年に2回の検査頻度となるが、引き続き指定検査機関の検査体制を整備し、採水員検査を4年に3回とする毎年検査に向けて準備を進める。

(3) 問題が認められた場合に早期に改善する仕組みと対応レベル

検査により問題が認められた場合は、検査結果に基づき緊急度や重要度に応じて対応レベルを設定し、早期に改善を求める。

- ① 行政対応レベルⅢ：生活環境等に著しい支障を及ぼし、緊急度及び重要度が高く、早急な行政対応が必要な場合

【具体事例】

- ・ 管渠及び槽本体からの漏水、溢流
- ・ 水質基準の超過（BOD > 160mg/ℓ）

- ② 行政対応レベルⅡ：明らかな法令違反が認められるなど、重要度が高く、行政対応が必要な場合

【具体事例】

- ・ 無管理（保守点検及び清掃が行われていない）
- ・ 機器の故障・破損等（処理機能に影響がある場合）

- ③ 対応レベル0～行政対応レベルⅠ

：緊急度は高くないが、問題が認められた場合で、指定検査機関から情報提供を行い、改善を求める

（対応レベル0）

【具体事例】

- ・ 消毒剤切れ
- ・ 悪臭の発生
- ・ 不適切な使用（油脂類の著しい流入など）
- ・ 水質の悪化（30 mg/ℓ < BOD < 160 mg/ℓ）

→ 改善が認められない場合、行政対応を行う

（行政対応レベルⅠ）

(4) 検査手数料の改正

- ・ 効率化検査の導入に伴い、検査手数料の見直しを行う。
- ・ 基本検査（又はガイドライン検査）の検査手数料と採水員検査の検査手数料の2本立て

表1 検査手数料（定期検査）の変更

区分 人槽	【現行】定期検査手数料		【変更後】定期検査手数料		備考
	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽	
5人～10人 (採水員検査)	4,000円 —	6,000円 —	4,000円 <u>(3,000円)</u>	<b>5,000円</b> <u>(3,000円)</u>	今回一部変更
11人～20人	5,000円	7,000円	5,000円	7,000円	今回変更無し
21人～50人	6,000円	8,000円	6,000円	8,000円	
51人～100人	8,000円	10,000円	8,000円	10,000円	
101人～500人	10,000円	12,000円	10,000円	12,000円	
501人～1000人	12,000円	14,000円	12,000円	14,000円	
1001人以上	14,000円	16,000円	14,000円	16,000円	

3 導入予定

令和2年4月1日（10人槽以下の浄化槽に効率化検査を導入）